

事例 4

(適切な事例・18歳以上3級)

〔解説〕

「活動能力の程度」は「エ」で3級相当に該当し、心電図所見では「陳旧性心筋梗塞」及び「第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導(ただし、V₁を除く。)のいずれかのTの逆転」所見(3級相当)が認められることから、3級相当の判定は適当である。

なお、心臓手術によって将来的に障害程度の変化が予想される場合は、術後に再認定することが適当である。

身体障害者診断書・意見書(心臓機能 障害用) 18歳以上用	
総括表	
氏名 〇〇〇〇	昭和 38 年 8 月 3 日生 男 女
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇	
① 障害名(部位を明記) 心臓機能障害	
② 原因となった疾病・外傷名	心筋梗塞 外傷・自然災害・ 疾病 先天性・その他()
② 疾病・外傷発生年月日	平成23年頃
③ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)	
<p>10年前より狭心症発作みとめ、徐々に増悪、2020年8月23日精査を行い冠動脈2枝障害、10月8日、12月16日、2回にわたり冠動脈形成術(PTCA)を行うも現在も狭心症症状の悪化みられ日常生活に大きな支障がある。</p> <p style="text-align: right;">障害固定又は障害確定(推定) 令和3年 4月21日</p>	
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)	
<p>現在狭心症症状つよく家庭内での日常生活にも著しい制限があるため、今後冠動脈形成術あるいは心臓手術(A-Cバイパス)を行う予定。</p> <p style="text-align: right;">[将来再認定 要(軽度化 重度化)・不要] [再認定の時期 1年後・3年後・5年後]</p>	
⑥ その他参考となる合併症状	
<p>上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。</p> <p>令和3年 4月21日</p> <p>病院又は診療所の名称 〇〇病院 電話 〇〇(〇〇)〇〇〇〇 所 在 地 〇〇〇〇〇〇〇〇 診 療 担 当 科 名 〇〇科 医師氏名〇〇〇〇 印</p>	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見	
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する ・該当しない。	障害程度等級についての参考意見 <p style="text-align: center;">3 級相当</p>
留意事項 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。	

第7号様式(第3条関係)

心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)

(該当するものを○で囲むこと。)

1 臨床所見

- | | | | |
|---------|-------|------------|-------------|
| ア 動悸 | (有) 無 | キ 浮腫 | (有) 無 |
| イ 息切れ | (有) 無 | ク 心拍数 | 50 |
| ウ 呼吸困難 | (有) 無 | ケ 脈拍数 | 50 |
| エ 胸痛 | (有) 無 | コ 血圧 | (最大90、最小50) |
| オ 血痰 | (有) 無 | サ 心音 | |
| カ チアノーゼ | (有) 無 | シ その他の臨床所見 | |
- ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等

2 胸部エックス線所見(令和3年2月14日)



心胸比 49%

3 心電図所見(令和3年2月14日)

- | | |
|---|-------------------|
| ア 陳旧性心筋梗塞 | (有) ・ 無 |
| イ 心室負荷像 | (有<右室、左室、両室> ・ 無) |
| ウ 心房負荷像 | (有<右房、左房、両房> ・ 無) |
| エ 脚ブロック | (有 ・ 無) |
| オ 完全房室ブロック | (有 ・ 無) |
| カ 不完全房室ブロック | (有 第 度 ・ 無) |
| キ 心房細動(粗動) | (有 ・ 無) |
| ク 期外収縮 | (有 ・ 無) |
| ケ STの低下 | (有 mV ・ 無) |
| コ 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導
(ただし、V ₁ を除く。)のいずれかの
Tの逆転 | (有) ・ 無 |
| サ 運動負荷心電図におけるSTの
0.1mV以上の低下 | (有) ・ 無 |

4 その他の心電図所見

5 不整脈発作のある者は発作中の心電図所見(発作年月日記載)

6 活動能力の程度

ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの

イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返す、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの

ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの

エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの

オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムス・ストークス発作が起こるもの

(注) 活動能力の程度と等級の関係は次のとおりで作られているものである。

ア …………… 非該当

イ、ウ …………… 4級相当

エ …………… 3級相当

オ …………… 1級相当

7 ペースメーカー (有 年 月 日・ **無**)

人工弁移植、弁置換 (有 年 月 日・ **無**)

体内植え込み型除細動器 (有 年 月 日・ **無**)

8 ペースメーカーの適応度 (クラスⅠ ・ クラスⅡ ・ クラスⅢ)

体内植込み型除細動器の適応度 (クラスⅠ ・ クラスⅡ ・ クラスⅢ)

9 身体活動能力(運動強度) (メッツ)

10 その他の手術の状況

ア 手術の種類 (**冠動脈形成術**)

イ 手術年月日 (**2020年10月8日、同12月16日実施済** ・ 予定)